

宮城県産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）
実施要領

（趣旨）

第1 宮城県産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）（以下「本事業」という。）の実施に当たっては、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知。）、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（令和4年4月1日付け3新食第2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知。）、宮城県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱（平成28年5月13日付け農園環第117号通知。以下、「県交付要綱」という。）によるもののほか、本要領に定めるところによるものとする。

（事業の対象）

第2 本事業の支援対象は、国要綱第5に定めるものとし、その具体的なメニュー、取組主体及び採択要件は国要綱別表に掲げるとおりとする。

（事業の内容）

第3 本事業の内容は、国要綱別記2の第5に定めるものとする。

（業務方法書の作成及び承認の手続き）

第4 地域協議会長等は、次に掲げる事項を内容とする業務方法書を別紙1を参考にして作成し、別紙様式第1号により知事に提出し、その承認を受けるものとする。

- （1）取組主体から地域協議会長等への取組主体補助金の申請に関する事項
- （2）地域協議会長等から取組主体への取組主体補助金の支払に関する事項
- （3）取組主体から地域協議会長等への実施状況等の報告に関する事項
- （4）その他業務運営に必要な事項

2 前項の申請を受けた知事は、その内容が適切であると認められる場合には、速やかにこれを承認し、地域協議会長等に通知する。

3 地域協議会長等は、業務方法書を変更しようとするときは、第1項に準じて手続きを行うものとする。この場合において、知事が行う承認の手続きについては、前項に準ずるものとする。

（事業実施の手続き）

第5 事業実施の手続きは、国要綱別記2の第10に定めるものとする。

2 知事は、国要綱別記2の第10の2で承認された産地生産基盤パワーアップ事業都道府県事業実施方針（宮城県）（以下、「県実施方針」という。）について、別紙様式第2号により、地域協議会長等に通知するものとする。

3 知事は、県実施方針に定める「産地パワーアップ計画審査会」を開催し、国要綱別記2

の第10の3に基づき地域協議会長等から提出のあった産地パワーアップ計画について、宮城県事業計画の取組内容への位置付けについての可否を決定し、別紙様式第3号により、地域協議会長等に通知する。

4 産地パワーアップ計画の重要な変更は、国要綱別記2の第10の3に準じて手続きを行うものとする。重要な変更以外の軽微な変更については、別紙様式第4号により知事に届け出るものとする。なお、重要な変更とは、次の(1)から(4)に該当する場合とする。

- (1) 成果目標の変更
- (2) 取組主体の変更
- (3) 取組内容の変更
- (4) 産地パワーアップ計画の廃止

(事業の着手及び入札報告)

第6 地域協議会長等は、取組主体が事業に着手した届け出があった場合、速やかにその旨を別紙様式第5号により知事に届け出るものとする。

2 地域協議会長等は、前項の届け出の内容に変更が生じた場合は、速やかに別紙様式第6号により、知事に届け出るものとする。

(事業実施状況及び達成状況の報告)

第7 地域協議会長等は、事業実施状況の報告及び達成状況の評価について、国要綱別記2の第15及び第16により知事に報告するものとする。

(事業名の掲示等)

第8 本事業により設置又は導入した施設、機械等には、本事業名、本事業の実施年度等を表示するものとする。

(事業の公表)

第9 知事は、本事業の適正実施と透明性を図るため、取組主体からの実績報告書の提出により補助金の額が確定した場合、実施した交付対象事業概要をホームページへの掲載等により公表するものとする。また、地域協議会長等においても、その結果をホームページへの掲載等により公表するものとする。

2 知事は、目標年度の成果目標の達成状況について、事業評価を行った結果をホームページへの掲載等により公表するものとする。また、地域協議会長等及び取組主体においても、その結果をホームページへの掲載等により公表するものとする。

(推進指導等)

第10 地域協議会長等は、本事業の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本事業の実施について推進指導に当たるものとする。

(書類の提出及び経由)

第11 この要領により知事に提出する書類は、事業を所轄する地方振興事務所長又は地

域事務所長（以下、「所長」という。）を経由し、所長はその写しを保管するものとする。

（その他）

第12 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年5月13日から施行し、平成28年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要領は、平成28年12月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月11日から施行する。

附 則

（経過措置）

- ・この要領施行の際、既に提出されている令和元年度に実施する産地パワーアップ計画については、改正後の第5第3項の規定により提出された産地パワーアップ計画とみなす。
- ・この要領施行の際、既に決定された計画の優先順位については、改正後の第5第3項の規定により決定された優先順位とみなす。
- ・この要領施行の際、既に産地パワーアップ計画審査会で審査し、宮城県事業計画の取組内容へ位置付けられた令和元年度に実施する産地パワーアップ計画については、改正後の第5第4項の規定により宮城県事業計画の取組内容へ位置付けたものとみなす。

附 則

この要領は、令和3年4月30日から施行する。

附 則

（経過措置）

- ・この要領施行の際、既に提出されている令和3年度に実施する産地パワーアップ計画については、改正後の第5第3項の規定により提出された産地パワーアップ計画とみなす。
- ・この要領施行の際、既に産地パワーアップ計画審査会で審査し、宮城県事業計画の取組内容へ位置付けられた令和3年度に実施する産地パワーアップ計画については、改正後の第5第3項の規定により宮城県事業計画の取組内容へ位置付けたものとみなす。

す。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年12月12日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。
- 3 改正前のこの要領に基づく事業については、なお従前の例による。